

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会から

の一度目の答申、これは昨年の夏頃でしたが、視聴者に対する十分な説明責任を果たすことが求められている状況を勘案すると議事録を速やかに開示することが必要と、そういう趣旨でございました。当時の議論は非公表を前提に行っておりまして、対象文書それ自体は公表できませんが、経営委員会としてNHK情報公開規程に従い、答申の趣旨を尊重いたしましたして、説明責任を果たすために改めて整理、精査した上で公表をいたしました。整理、精査したものであることは請求者にその旨を付して回答いたしております。

しかしながら、今年の二月四日に出されました二度目の審議委員会の答申では、前回の対応では不十分だということがございました。対象文書そのものを開示せよという指摘ございましたので、これを受けまして、まず二月九日の経営委員会で情報共有をいたしました。その後、経営委員会で議論を続けております。

経営委員会は十二名の合議制でありまして、三月一日付けでお二人の新しい委員も入られましたので、現在、引き続きしっかりと議論をして、今後対応を決めていく所存でございます。

○岸真紀子君 新たな体制で改めて公示を是非全てすべきだということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長（浜田昌良君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、青山繁晴君が委員を辞任され、その補欠として石井正弘君が選任されました。

○那谷屋正義君 立憲民主・社民の那谷屋正義でございます。

今日はNHK新年度予算等の審議ということでもありますけれども、総務委員会でもありますので、どうしても冒頭触れておかなければならないのは、やはりこの間の総務省の様々な問題、そして国民との信頼関係が大きく揺らいでしまっているその状況、これはやっぱりゆゆしき問題だということふうに思っています。

今、コロナ禍において国民の協力あるいは要請、お願い、こういったものがある中で、政府と国民の信頼関係なしにはそのことは成立しない。したがって、コロナのこの感染症もなかなか收拾を見ないと、こういうふうな形になるわけでありまして、そういう意味では、政府と国民の信頼を取り戻す意味においても、総務大臣にはこの検証委員会における様々な協議、これについて詳細にこの国会に報告をいただき、議論をしていただくことを望みたいと思います。

今日はそのあれではありませぬのであえて質問はしませんが、もし何かありましたら。

○国務大臣（武田良太君） 国民の信頼回復を、一日も早くこの信頼を取り戻すために我々は全力を挙げて誠心誠意対応していきたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 是非お願いをしたいと思いますし、引き続きこの委員会においても議論をさせていただきたいと思っております。

また、受信料の引下げについて今お話がございました。

今回、中期経営計画が出されておりますけれども、ちょうど昨年の八月にこの中間発表がされております、中間報告がされております。そこでは、受信料の引下げについては具体的に触れていない、むしろ受信料についてはそのまま維持するというふうになっていたわけでありまして、この一月、最終版ではその受信料についての話が触れているということで、これは大きく食い違うわけでありまして、その中間報告から最終報告に至るまでの経緯を経営委員長に御説明いただきたいと思っております。

○参考人（森下俊三君） お答えいたします。

経営委員会の中では、三か年で七百億円削減すれば受信料の値下げが可能になるのではないかと、この意見はございました。しかしながら、中期経

営計画の策定段階では不確定要素が多かったことから、値下げの時期を明示する意見はございました。

中期経営計画案について八月に一般の方に意見募集を行ったところ、千八百件に及ぶ意見をいただいたんですが、その中で、視聴者・国民の皆様から多くの値下げの要望をいただきました。この意見募集でいただいた御意見を経営委員会、執行部と共に確認をいたしまして、検討を重ねた結果二〇二三年度に値下げする方針まで執行部に踏み込んでもらうことができたと考えております。

以上、お答えいたしました。

○那谷屋正義君 受信料の引下げについて私は今ここで議論をするつもりはありませんけれども、しかし、あの八月の頃は、現行の料額を維持することとします、そして、その受信料については国民の理解を十分得ていくものに努力すると、こういうふうになっていたわけですけれども、全くそうならない、全く逆の、そうならない、全く逆の、その逆の話になってしまっていますので。

実は、これはうがった見方で申し訳ありませんが、武田総務大臣が就任されたのが九月十七日、それ以降、様々な会合において、受信料を何とか引き下げるんだということが大事だということ、それを言うことは、今も岸委員の質問の中でも、

できるんだと、こういう話をされましたけれども、しかし放送法を見ると、この予算を受け取ったとき、受理したときに大臣の意見を付すことができるのであって、その間の経営計画を作る際に当たって影響するような発言はされるものではないというふうに思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 先ほども答弁ありましたように、受信料額については、放送法に基づいて、毎年度のNHK予算の一部としてまさに国会において御審議いただき、国会の承認をいただくことよって定められるものと承知をいたしております。

その際、放送法では、NHK予算については総務大臣の意見を付して国会で御審議いただくこととされていることから、受信料水準について私が見解を述べることは差し支えないものと認識をしております、折に触れて国民の皆様にも私の考え方を説明することは有益であると、このように考えております。

また、NHKは繰越剰余金が積み上がっており、多くの国民・視聴者から今の受信料は高いという御意見が寄せられている状況を踏まえれば、受信料の引下げについて意見を申し述べることは妥当であると、このように考えております。

○那谷屋正義君 私が申し上げているのは受信料

の多寡ではなくて、額の多寡ではなくて、総務大臣がいわゆる意見を付すことができるのはこの予算を受け取ったときというふうに書いてあるんですよ。

法律を、法令をしつかり遵守すると日頃から言われている大臣が、そうではなくて、そうでないときも受信料の引下げについて云々というふうなことを言うのは、まさにある意味、NHKを所管する総務省のトップがそういう話をすると、これは、NHKの独立性を逆にゆがめたものというふうに疑われてもおかしくない話でありますから、是非そういう言動については慎重にやっていた、だ、べきだというふうに思いますし、先ほどの最初の話に戻りますけれども、あのビール二杯しか飲んでいないと言われるNTTとの会合も、今どいう状況にあるのかということ、そしてNHKと、あつ、NHKじゃない、NTTと総務省の関係、こういったものを考えたときに、本当にビール二杯だけ飲むのはそれでいいのかということについて、やはり李下に冠を正さずという言葉があるわけでありませうけれども、大臣はもう既にその中で、冠を正すかどうか分かりませうけれども、頭に手をやっているわけですよ。

そうすると、多くの人が、あつ、何やっているんだ、盗むんじゃないのかというふうな誤解を、誤解というかな、誤解じゃありません、分かりま

せん、疑義を持つことは当たり前だというふうに思うんで、それに対して、やはり反省と、そして今後そういうことがないように是非していただくことを強く申し上げたいというふうに思います。

次に、少し順番を変えますけれども、先ほども岸委員からありましたが、NHKの教育、教養番組は他の民放にないNHKの特徴の一つと言えます。NHKは、新たに導入したジャンル別管理という方法によって、重複する内容の番組の見直しや番組コストの査定を徹底するとしているわけであり、ありますけれども、これによって得られた経営資源を教育、教養番組に投入し、NHKらしさを充実させてほしいというふうに私も考えるところでもあります。

また、これについては新聞協会等は、NHKは報道や教養などを重視した公共放送としてふさわしい番組比率を自ら規定することも検討すべきと、こういうふうに見解を公表していますけれども、会長の見解をお伺いしたいと思います。

○参考人（前田晃伸君） お答え申し上げます。

私どもNHKでは、新しいNHKらしさを追求するために、昨年の八月からジャンル別の管理を導入しております。番組をニュース、ドラマなどジャンルに分類し、どれだけ多くの方に見られたかなどを測る量的な評価、それから視聴者による番組の質的な評価、それにコストを加えまして、

新たにNHK独自の管理指標を作りました。そういう管理指標を基に、今、地上二波、衛星四波あります番組を、重複する番組の内容を整理、削減することで、教育、教養番組を含めた一本一本の番組の質を高めることに注力したいと考えております。

合理的なコストで視聴者の皆様にお届けする放送サービスの価値を最大化することが目的でございます。民放のまねはしないで、NHKらしい番組を一生懸命作るということが今回の目的でございます。

○那谷屋正義君 是非とも、番組比率を自ら規定するということについてはつきりとお答えいただけます。そういったことを視野に入れてしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

次に、これも衆議院の方で議論があったわけですが、これもNHK予算というのは、放送法上、先ほどから言われているように国会の承認が必要とされており、毎年度国会において審議が行われているわけであり、一方で、決算については国会の承認は必要とされていないことから、決算審議を行うことが求められているわけではございませんけれども、国会の運用上、審議を経た上でこれを是認するか否かの議決がなされる例というふうになっているわけであり、

そのため、参議院では、国会日程など様々な事情を背景に、平成三十年六月に平成二十五年度から平成二十八年度までの四年度分の決算審議をまとめて行ったのを最後にNHK決算を審議しておらず、平成二十九年度から令和元年度までの三年度分が審議されていない状況にあります。決算重視と言われている参議院においては、これもやはり放っておけない問題であります。

まず、総務省に、放送法において決算の国会承認を求めている理由について伺いたいと思います。

○政府参考人（吉田博史君） NHK決算につきましては、明文上、国会による承認事項とはされておりませんが、これは、NHK決算は、過年度の事業内容の結果を示すものでございまして、その審議を行うことによりNHK決算の妥当性を明らかにするというものにならざるを得ないというような点が事情としてあるのではないかと考えております。

○那谷屋正義君 ちょっと意味がよく分からないんですけども、ちよっとそのことについては後ほど触れたいと思いますが。

前田会長、以前は銀行、様々な銀行でお仕事をされていたということでもありますけれども、これも衆議院で質問をされたと同じなんですけれども、決算重視というのは民間人として当然であるとい

うふうに答弁されておりました。

NHKは決算重視の体制となっているかについて、まず会長の御認識を伺うとともに、NHKの効率的かつ適正な運営に当たってどのように決算を重視していくのか、会長にお伺いしたいと思います。

○参考人(前田晃伸君) お答え申し上げます。

ただいま委員おっしゃったとおり、私、やっぱり決算は非常に重要だと思っております。国会の審議については私は申し上げることはできませんが、NHKそのものも、今まで予算をベースにずっとやってきたんですが、予算に加えて決算の実績をしっかりと反映した経営していきたいと思っておりますし、そのようにみんなに伝えております。

○那谷屋正義君 決算の審議については、一義的には国会の方にも責任があるわけでありますけれども、国会でも審議しなければならないような仕組みというのが私は必要なのではないかなというふうに思いますし、先ほど、三年度どうのこうのというお話で、ちよつとよく分からない答弁がありましたけれども、実はNHK予算と決算には乖離が生じております。

例えば、資料を見ていただけたらお分かりかと思いますが、令和元年度予算では、事業収支差金三十億円の赤字となるとされていたわけでは

けれども、同年度の決算では二百二十億円の黒字となっているわけです。予算と決算には二百五十億円の乖離が生じているわけでありまして、こうした傾向は今回限りでなくて、以前から続いております。結果として、令和二年度末見込みで一千四百五十億円の剰余金が生じることとなっています。公共放送であるNHKの予算編成は、収支相償の大原則にのっとって行わなければならないわけでありまして、結果としてこのような予算と決算の乖離が生じ続けている現状について、大臣と会長に見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(吉田博史君) NHK予算につきましては、当然きちんとした見込みに基づいて国会に提出するということは求められていると思っております。その中で、NHKとしても中間決算の結果を次年度の予算に反映するなど、そういう努力をしていると思います。

ただ、現実として予算と決算の乖離が大きくなっていくということは私も認識しており、より実態を反映した予算というものを組む努力を更にNHKとしてやっていただきたいと考えております。

○参考人(前田晃伸君) それぞれの年度の収支の見込みの実績が狂ったことにつきましては、基本的に予算制度を取っておりますと予算を超過して要するに支払をすることはできないんですけれども、

受信料につきましては、受信料の徴収を強化することによりまして経営努力で増えることはあります。そういう意味では、必ずプラスになりますので、どうしてもギャップは出ます。もう御指摘のとおりでございます。ここは私は、結果として繰越剰余金が増えてきたことについては必ずしも私は好ましいことではないと思っております。

繰越金の適正な水準が必要だと思いますけれども、それを超えた水準にあるものにつきましては、今後、放送法の改正案に盛り込まれていると聞いておりますが、受信料の還元目的の積立金の科目が設定されれば、水準を超えたものについては受信料の値下げの原資としてそこに積立てをしていきたいと、そういう形で、収支のバランスが壊れて積み上がったものについては視聴者の方々にお返しするような仕組みを導入した方がいいと私どもはお願いをしております。

○那谷屋正義君 NHK会長の御答弁はそのとおりだなというふうにも思うわけですけれども、総務省の答弁には全然納得できませんね。

当然、NHKとしてはその数値についてはしっかりと出したものを出してくるだろうというふうに思うんですけれども、例えば、ここで出てきているのが地域計画、三年計画なんです。その三年計画のさなかに、やはりこの収支がずれてくるこ

とが多々ある、そうすると計画全体がもしかしたら変わらなきやいけないかもしれないという事態が起こるわけですよ。だとすると、やはり決算というのもしっかりやっていくということが大事ではないかと思いますが、大臣、是非お願いします。

○国務大臣（武田良太郎） 放送法に基づく枠組みや国会での審議などを通じて、NHK予算のみならず決算についても十分にチェックされることが重要であると考えております。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

決算も十分審議されることが大事だというお言葉をいただきましたので、是非この総務委員会においてもしっかりとNHKの予算のみならず決算も議論をするよう、理事もしっかりと頑張ってください。

最後になります。経営委員長にも最後までお残りいただきありがとうございます。これも岸委員の方からありました。かんぽ生命の不適切販売を取り上げた平成三十年四月のNHK番組に係る日本郵政グループの抗議等を受けて、同年十月に経営委員会が当時の上田NHK会長を厳重注意していた問題について、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会は当時の議事録を開示すべきとの答申を、今先ほど答弁ありましたように、令和二年五月とそして今年の二月に出しているわけであり。我々も再三指摘をしてきたことであります。

けれども、議事録を早急に全面開示すべきであるというふうには考えます。

森下経営委員長は衆議院総務委員会において、そして今でもすけれども、しっかりと議論をしている最中というふうな旨の答弁がありましたけれども、いつまでもいつまでも最中最中では、これ永遠に終わらないんですよ。

現在の議論の状況といつまでに結論を出すのかについて伺いたい。森下委員長にお伺いします。

○参考人（森下俊三君） お答えいたします。

前回の答申のときには、経営委員会、十二名の合議制でございますので、しっかりと議論をして、四回、委員会四回の中で議論をいたしまして、委員の合意を得て対応したわけです。

今回につきましては、二月九日から議論を始めておりますが、三月一日にメンバーが、委員が変わりましたので、しっかりと今議論をしている最中でございます。そういった意味で、もう少し時間をいただければと思います。

いずれにいたしましても、答申に書かれていますように、しっかりと議論をして、十二名で対応を整理をした上で方針を決めたいということでございますので、その点、御了解いただきたいと思えます。

○那谷屋正義君 時間が参りましたのでもうこれで質問を終わりますけれども、NHK情報公開規

程においては、NHKは審議委員会の意見を尊重する旨が規定されているわけであり、すけれども、経営委員会では当然議事録を全面開示するという方向で議論を進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（浜田昌良君） 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長（浜田昌良君） ただいまから総務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めの件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

今日は、NHKの予算、決算と絡めていろいろと質問させていただきます。特に経営、財務情報の開示の改善という観点から、まず私から思いを伝えさせていただきます。会長、経営委員長、大臣の順で御答弁を願います。

まず、このNHK予算と事業の計画の説明資料という、皆様も恐らく事前にいただいておりますけど、こういう資料がございます。これはもうホームページでも入手できます。そして、総務省の